

特別管理産業廃棄物処理計画書	
2026年 6月17日	
東大阪市長 殿	
提出者	
住 所	大阪府大阪市住之江区浜口西3丁目9番5号 関西電力送配電株式会社 大阪南本部 大阪南本部長
氏 名	松原 雄樹 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 06-6676-2217	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	関西電力送配電株式会社 大阪南本部 我孫子電力所 (東意岐部変電所)
事業場の所在地	東大阪市新家東町3-46
計画期間	令和8年4月1日 ~ 令和9年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	33:電気業
②事業の規模	認可出力:151,356MVA(令和7年度末)
③従業員数	8,169名(令和7年3月31日時点)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	産廃業者に委託し、処理している。

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(令和 7 年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	PCB汚染物	—
	排出量	60.1 t	— t
	(これまでに実施した取組)		
	特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	PCB汚染物	—
	排出量	16.6 t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
	令和7年度にPCB汚染物の処分を実施。 新たにPCB廃棄物は令和8年度末までに処分を計画。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) PCB汚染物を保管し、定期的に保管状況を確認している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 新たに発生したPCB廃棄物は令和8年度末までに処分を計画。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度(令和7 年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	PCB汚染物	—
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	— t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	PCB汚染物	—
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	— t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度(令和7 年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	PCB汚染物	—
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	— t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	— t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	PCB汚染物	—
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	— t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	— t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度(令和7年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	PCB汚染物	—
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	— t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	PCB汚染物	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	— t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度(令和7年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	PCB汚染物	—
	全処理委託量	60.1 t	— t
	優良認定処理業者への処理委託量	60.1 t	— t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	— t
	(これまでに実施した取組) 令和7年度に処分を実施。		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	PCB汚染物	
	全処理委託量	16.6 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	16.6 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	新たに発生したPCB廃棄物は令和8年度末までに処分を計画。		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度(令和7年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物排出量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		0 t
	(今後実施する予定の取組等)		
※事務処理欄	電子マニフェストを導入し、対応可能な処理業者であるとともに優良認定処理業者から選定することとしている。		

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙 管理体制図及び各部署の役割

